

# 八街市環境基本計画及び地球温暖化対策実行計画策定支援業務

## プロポーザル実施要綱

本実施要綱は、八街市環境基本計画について、八街市環境基本条例に定める環境保全の基本理念に基づき、環境の保全に関する長期的な目標、施策の方向について定めるとともに、政府が宣言した2050年カーボンニュートラルに向け、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「八街市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」及び気候変動適応法に基づく「八街市地域気候変動適応計画」を包含する計画とするものです。

### 1 業務委託の概要

#### (1) 委託業務名

八街市環境基本計画及び地球温暖化対策実行計画策定支援業務

#### (2) 委託業務場所

八街市八街ほ35番地29（八街市役所経済環境部環境課）

#### (3) 業務内容

別添「八街市環境基本計画及び地球温暖化対策実行計画策定支援業務仕様書」のとおりとする。

#### (4) 履行期限

契約締結の翌日から令和8年3月25日まで

但し、八街市環境基本計画及び地球温暖化対策実行計画策定支援業務中、『地球温暖化対策実行計画（区域施策編）』については、令和7年1月20日までに完了することとする。

#### (5) 業務上限額

令和6年度 7,928,000円

令和7年度 5,181,000円

※（消費税及び地方消費税を含む）

#### (6) 支払特約

前払い金 無 部分払い 有(1回)

### 2 選定方法

公募型プロポーザル方式

### 3 プロポーザル参加資格

参加者は、参加申込書提出から受託候補者の決定までの間に次に掲げる参加資格を満たす者とする。

- (1) 過去5年以内（平成31年4月1日以降）に国、自治体の環境基本計画及び地球温暖化対策実行計画（区域施策編）、地域気候変動適応計画策定に関する業務を受託し、完了した実績があること
- (2) 八街市の入札参加資格者名簿の大分類「調査・計画」、中分類「環境計画」に登録していること
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく入札参加排除の認定に関する要領（昭和58年訓令第23号）による入札参加の資格制限に該当しない者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（構成手続開始の決定を受けた者を含む。）、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けた者を含む。）でないこと
- (5) 八街市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置、又は八街市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成19年告示第100号）に基づく指名除外措置を受けていない者、並びに八街市暴力団排除条例（平成24年条例第17号）に基づく暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団密接関係者と認められる者でないこと
- (6) 国税、都道府県税及び市町村税の滞納がないこと
- (7) 本要綱の公表日から起算して前2年以内に手形交換所による取引停止処分を受けていない者又は前6か月以内に手形もしくは小切手の不渡り事故を出していない者

### 4 失格要件

参加申込書を提出してから受託者が決定されるまでの間に、次のいずれかに該当したときは、失格または審査の対象より除外します。

- (1) 参加資格の要件を満たさないこととなったとき
- (2) 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないとき
- (3) 参加表明書または業務提案書等に虚偽の内容が記載されているとき
- (4) 参加表明書を提出後、業務提案書提出の期間内に書類が提出されなかったとき
- (5) 受託候補者が不渡手形または不渡小切手を出したとき
- (6) 会社更生法の適用申請等により契約履行が困難と認められる状態に至ったとき
- (7) 審査の公平性に影響を与える行為があったとき
- (8) 著しく信義に反する行為があったとき

## 5 公募型プロポーザル方式への参加申込手続

### (1) 資料の交付

本プロポーザルに係る資料等は、八街市ホームページ（環境課）からダウンロードすること。

アドレス：<https://www.city.yachimata.lg.jp/soshiki/21/>

### (2) 提出書類

#### ①参加表明書（様式1）

- ・代表者印を押印の上、提出すること

#### ②会社概要及び実績報告書（様式2）

- ・会社概要が分かる資料（パンフレットなど）がある場合は添付すること
- ・実績報告書は、過去5年以内（平成31年度～令和5年度）に受託した同種又類似業務について、完了年度が直近のものから記載すること
- ・主な業務経歴が5件以上ある場合は、同種業務を優先的に記載すること
- ・実績ごとの契約書の写し（受注実績が確認できるもので、契約名がわかる部分のよい）を添付すること

#### ③配置予定技術者の経歴等（様式3）

- ・技術者の資格等が証明できる書類の写しを添付すること
- ・主な業務経歴は、過去5年以内（平成31年度～令和5年度）に携わった同種又は類似業務について、完了年度が直近のものから記載すること
- ・主な業務経歴が5件以上ある場合は、同種業務を優先的に記載すること
- ・技術者がどのような立場で記載する業務に携わっていたのか、わかる資料を添付すること
- ・本業務を担当する技術者ごとに作成することとし、様式は、適宜複写して使用すること

#### ④誓約書（様式4）

- ・代表者印を押印の上、提出すること

#### ⑤見積書

- ・自由様式
- ・年度別の内訳（税抜）を作成すること
- ・令和5年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）の対象内外経費別を明記して記載すること

### (3) 業務提案書

#### ①表紙

- ・様式自由、A4判縦書き、片面印刷、1枚
- ・表題は、「八街市環境基本計画及び地球温暖化対策実行計画策定支援業」とする

#### ②業務の実施

- ・A4判4枚以内
- ・本業務についての基本的考え方、業務遂行に当たっての提案事項等
- ・業務フロー、2年間の全体スケジュール及び工程
- ・実施体制及び専門的知識を有する者の配置

#### ③現状把握、課題、抽出、分析

- ・A4判3枚以内
- ・本市の地域特性等を踏まえた、現状把握、課題、抽出、分析及び具体的な手法
- ・市民、事業者、市の具体的な取組等

#### ④推進体制

- ・A4判5枚以内
- ・総合計画及び関連計画との連携体制及び環境に関する事業の考え方

#### ⑤その他

- ・A4判5枚以内
- ・計画策定に係る独創的かつ有益な手法及び提案

(4) 提出期限：令和6年8月8日(木) 17時まで(提出期限厳守)

(5) 提出場所

〒298-1192

千葉県八街市八街ほ35番地29

八街市役所 環境経済部 環境課 保全係

(6) 提出方法：郵送(必着)又は持参

(注意) 提出書類の①②③④⑤については、各1部

(注意) 業務提案書については、原本1部・原本の写し10部を  
ファイル等で製本し提出

(7) 留意事項

①提出された書類一式については、返却しない。また、業務提案書の提出後は、原則として記載内容の変更は認めない。

②提出された書類は、事業者選定の目的のみに使用する。また、外部への開示は、原則行わないが、八街市情報公開条例に基づく公開の対象となることを了承すること。

## 6 質問票の提出

本プロポーザル及び本業務委託に関する事務的な質問に限り受け付けます。

質問票(任意様式)により提出してください。

電話等での問い合わせには応じられません。

(1) 受付期間：令和6年7月8日(月)から令和6年7月22日(月)正午まで

(2) 提出方法：質問票に質問事項を記入し、添付ファイルにて事務局宛てに電子メールで提出してください。

電子メールの表題は

『会社名』『プロポーザルに関する質問』に統一してください。

メールアドレス：skankyo@city.yachimata.lg.jp

(3) 回 答：令和6年7月29日(月)までに、質問内容と回答を事務局から  
随時電子メールにて事業者に送信予定。

## 7 参加資格の決定と通知

### (1)参加資格の決定

本実施要綱5の参加表明書(様式1)を提出した者について、本実施要綱3、4に規定する参加資格、失格要件に基づき審査の上、参加の可否を決定し、令和6年8月15日(木)までに、参加表明書の提出者に対して通知する。

## 8 参加を辞退する場合

(1) 参加表明書(様式1)提出後、参加を辞退する場合は、参加辞退届(様式5)を事務局あてに令和6年8月8日(木)までに郵送(必着)又は持参の上、提出すること。

## 9 プレゼンテーションの実施

本実施要綱7(1)参加資格の決定した事業者に対し、以下のとおりプレゼンテーションを実施する。

(1) 日 程 令和6年8月30日(金)(予定)

(2) 会 場 八街市役所 会議室(予定)

(3) 出席者 各者3名以内(本業務の主担当者を含む。)

※主担当者とは市事務局との連絡調整を最も多く行う者で、必ず契約終了まで携わる者とする

(4) 発表時間1者当たり 30分程度

①プレゼンテーション (20分)

②提案書の内容等に関する質疑応答(10分程度)

(5) その他

- ①プレゼンテーション時にパソコン等を使用する場合は、原則各事業者で用意してください。
- ②プレゼンテーションに参加できない場合は、選定の対象から除外します。
- ③詳細な時間等については、後日電子メール等で通知します。

## 10 受託候補者の審査

### (1) 1次審査

「会社概要」及び「見積書」について、客観的に得点を算出し審査する。

### (2) 2次審査

八街市職員で構成する「八街市環境基本計画及び地球温暖化対策実行計画策定支援業に係る事業者選定委員会」(以下、委員会)で、プロポーザル参加事業者の提案内容等を審査する。

### (3) 評価点の配分

1次審査による評価点は、会社概要評価50点、見積金額評価100点として配分し満点を150点とする。

なお、見積金額評価は、(業務委託予算限度額内の最低見積額)÷見積額×100(小数点以下第1位を四捨五入)の計算により算定する。

2次審査による評価点は、業務提案内容280点(配点40点×委員7名)、プレゼンテーション70点(配点10点×委員7名)の満点350点とし、1次2次審査合計の満点を500点とする。

#### 【評価点の配分】

##### 【1次審査】

| 項目  | 評価事項   | 配点   |
|-----|--------|------|
| 1   | 会社概要評価 | 50点  |
| 2   | 見積金額評価 | 100点 |
| 合 計 |        | 150点 |

##### 【2次審査】

| 項目  | 評価事項               | 配点   |
|-----|--------------------|------|
| 1   | 業務提案内容 (40点×7名)    | 280点 |
| 2   | プレゼンテーション (10点×7名) | 70点  |
| 合 計 |                    | 350点 |

## 11 受託候補者等の決定と通知

- (1) 受託候補者は、1次審査と2次審査の評価点の合計により決定する。

- (2) 結果については、公募型プロポーザル方式審査結果通知書により全ての提案者に対し、通知するとともに八街市ホームページに掲載する。
- (3) 受託予定者を決定した過程や評価結果については、八街市情報公開条例に基づき対応する。

## 1.2 契約の締結

- (1) 市は、受託候補者と業務の詳細等を協議の上、見積書を徴取し契約を締結する。
- (2) 受託候補者に事故があり見積書の徴取が不可能となった場合、又は受託候補者との協議が整わない場合、市は、次点者と業務の詳細等を協議の上、契約を締結する。  
なお、受託候補者と契約が締結された場合、市は、次点者に速やかに連絡する。
- (3) 原則として、契約金額は提案時に提出された見積金額を超えることはできない。  
ただし、協議の結果、設計及び仕様内容等に追加があった場合には、この限りではない。

## 1.3 その他の留意事項

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、失格又は提出書類を無効とする。
  - ・受託候補者の決定までの間に参加資格を満たさなくなった場合
  - ・審査の公平性を害する行為があった場合
  - ・本要綱に規定する提出書類の提出方法、提出先、提出期限を満たさない場合
  - ・指定する様式及び記載に関する留意事項等が守られていない場合
  - ・提出書類の記載に虚偽の記載があった場合
  - ・提出書類に記載すべき事項の全部又は一部の記載が漏れている場合
- (2) 書類の作成、提出及びプレゼンテーションに係る費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出された資料は、返却しない
- (4) 市は、提出された提案書類について、受託予定者の決定以外に提案者に無断で使用しないこととする。
- (5) 提出期限以降における提出書類の差換え及び再提出は原則認めない。
- (6) プロポーザルを公正に執行することが困難であると認めるとき、その他止むを得ない事情があるときは、プロポーザルを延期、又は中止することがある。  
この場合において、提案者は異議を申し立てることはできない。
- (7) 本要綱に定めのない事項については競争性、公平性を考慮のうえ、適宜市が判断するものとする。
- (8) 提案者が1者の場合、本プロポーザルを取り止めることがある。
- (9) 別途定めるプロポーザル評価基準による参加者の評価点が6割を超えなかったときは、契約を締結しない。
- (10) プロポーザルに係る説明会については、開催を予定していない。

1 4 事務局(問合せ先・提出先)

八街市役所

八街市 環境経済部 環境課(担当：田中、細谷)

住所：〒289-1192 千葉県八街市八街ほ3 5 番地2 9

電話：0 4 3 - 4 4 3 - 1 4 0 6 (直通)

FAX：0 4 3 - 4 4 2 - 6 4 1 6

E-mail：skankyo@city.yachimata.lg.jp

ホームページ：https://www.city.yachimata.lg.jp/soshiki/21/

◎スケジュール

参加申込から契約締結までのスケジュール

|                   |                   |
|-------------------|-------------------|
| 公募開始の公告           | 令和6年7月8日(月)       |
| 質問受付期限            | 令和6年7月22日(月)      |
| 質問回答日             | 令和6年7月29日(月)      |
| 参加申込書・企画提案書等の受付期限 | 令和6年8月8日(木)       |
| 第1次審査(書類審査)結果通知   | 令和6年8月15日(木)      |
| 第2次審査(プレゼンテーション)  | 令和6年8月30日(金) (予定) |
| 第2次審査結果通知         | 令和6年9月6日(金) (予定)  |
| 契約締結              | 令和6年9月下旬 (予定)     |